

2026 年度  
日本体育・スポーツ史学会  
第 15 回大会  
プログラム・発表抄録集

会場：講道館 国際柔道センター 2 階教室  
東京都文京区春日 1-16-30

期日：2026 年 6 月 13 日(土)・6 月 14 日(日)

## 日本体育・スポーツ史学会について

「学会名鑑（日本学術会議ホームページ）」に掲載の情報をもとに作成しました。

（2026年5月25日現在）

### 和文名

日本体育・スポーツ史学会

### 欧文名

Japan Society of the History of Physical Education and Sport

### ウェブサイト

<https://taiikushi.org/>

### 日本学術会議に登録している関連学術研究領域

地域研究 心理学・教育学 健康・生活科学 史学 社会学 哲学

### 設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

### 沿革

- 1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立
- 2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）
- 2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録
- 2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録
- 2024年 日本体育・スポーツ史学会に改称

### 役員

会長 1人、理事 6人、幹事 1人、監事 2人（男性 6人、女性 4人）

### 会員数

正会員 172人、学生会員 4人、講読会員 3人、名誉会員 16人

### 刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創刊年：1984年 最新号：43号（2026年3月発行、2026年5月発送）

発行部数：240（部／回）

URL：<https://taiikushi.org/db/>

## 他の学術団体との関係

日本体育・スポーツ・健康学会 体育・スポーツ史専門領域（2021年4月より日本体育学会から名称変更、2026年4月より専門領域名称を体育史専門領域から変更）

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

## 2026年度日本体育・スポーツ史学会第15回大会の開催について

日本体育・スポーツ史学会第15回大会は、下記のとおり東京都で開催します。

- ・ 日程：2026年6月13日（土）・6月14日（日）
- ・ 会場：講道館 国際柔道センター2階教室  
〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-30
- ・ 世話人：桐生習作会員（公益財団法人講道館）
- ・ 参加費：会員 3,000円、非会員 4,000円（学生は無料）
  
- ・ プログラム：
  - <一般発表> 発表 25分、質疑応答 10分（計 35分）
  - <学会企画> 6月13日（土）10:00-11:30  
講道館内の施設および資料館の見学会
  - <情報交換会> 6月13日（土）18:00-20:00  
会場：HABIBI Kodokan Tokyo（講道館国際柔道センター地下1階）  
Tel/Fax 03-5654-5844  
会費：一般 5,000円、学生 2,000円

学会、館内見学会、情報交換会にそれぞれ参加を希望する方は、下記のフォームから申込みをお願いします。

**参加申込み締切：2026年6月2日（火）** ※期限を延長しました

参加申込みフォーム：<https://forms.gle/5pJp7Whmdjs9LwS9>

※申込み締切後に参加を希望される方は、事務局までご連絡ください。

- ・ 発表申込み（上記のフォームとは別にメールでの申込みが必要です）  
発表を希望される方は、以下の要領で抄録を作成し、メールに添付して日本体育・スポーツ史学会事務局までお送りください。

**発表申込み締切：2026年3月31日（火）**

申込先：日本体育・スポーツ史学会事務局（[taiikushi\\_office@taiikushi.org](mailto:taiikushi_office@taiikushi.org)）

抄録作成要領：Microsoft Word 作成、A4サイズ、40字×40字×2ページ以内

=====

◆日本体育・スポーツ史学会（旧 体育史学会）のこれまでの学会大会と  
研究方法セミナー・学会企画の軌跡◆

第1回大会（2012年5月12-13日、福山平成大学）

【研究方法セミナー】

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11-12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10-11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16-17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14-15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13-14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：  
「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第7回大会（2018年5月12-13日、中京大学）

村戸弥生（石川工業高等専門学校）

- 蹴鞠口伝書読解方法について：  
江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

第8回大会（2019年5月11-12日、大学サテライトプラザ彦根）

鈴木明哲（東京学芸大学）

- 体育・スポーツ史研究の叙述 —— 投稿論文を創る ——

第9回大会（2020年8月29日、オンライン） 実施なし

第10回大会（2021年6月19日、オンライン）

片渕美穂子（和歌山大学）

○ 認識論的な布置を探る—「近世日本養生論における身体観の研究」を通して  
特別ゲスト Prof. Dr. Andreas Niehaus（Ghent University）

第11回大会（2022年6月4日、東京学芸大学）

坂上康博（一橋大学）

○ 体育・スポーツ史という研究領域～自分の研究を入口にして～

第12回大会（2023年6月10日、北海道大学）

新井 博（日本福祉大学）

○ スポーツ種目史としてのスキー史の研究について

第13回大会（2024年6月8日、高知市 オーテピア高知図書館4階ホール）

【学会企画】

平塚卓也（奈良女子大学）

○ 戦後日本スポーツ政策の形成過程の描き方への挑戦  
—『戦後体育行政の形成過程』をもとに—

第14回大会（2025年5月31日、奈良女子大学）

【学会企画】

黒須朱莉（びわこ成蹊スポーツ大学）

○ 博士論文で「書いたこと」と「書くこと」を振り返る

# 日本体育・スポーツ史学会第15回大会 プログラム

会場：講道館 国際柔道センター2階 教室

1日目 6月13日（土）9:30受付 10:00～11:30 【学会企画】講道館内施設、資料館の見学会

1日目 12:15受付 12:45開会 【一般発表】発表25分 質疑応答10分

時刻	発表者	演題	座長
12:45	会長挨拶		
12:50 ～13:25	藤川和俊 (東京国際大学)	体育における1958年学習指導要領の改訂 —技能主義の問題を中心に—	田端真弓 (長崎大学)
13:25 ～14:00	石立克己 (至誠館大学)	戦間期における少年団日本連盟の日伊交流について	五賀友継 (山梨学院大学)
14:00 ～14:35	近藤雄大 (津山工業高等専門学校)	戦後日本の高等学校における保健科の成立過程 (1953-1956)	関口雄飛 (富山大学)
14:35 ～15:10	柿山哲治 (福岡大学)	明治期同志社女学校におけるバスケットボール受容の先駆性 —『同志社女学校期報』および『同校要覧』(1896)の分析を中心に—	鈴木楓太 (一橋大学)
休憩 10分			
15:20 ～15:55	赤坂 修 (阪南大学)	1920年代の日本サッカーにおける審判員の形成と変容 —大日本蹴球協会機関誌『会報』を通じた検討—	榎本雅之 (滋賀大学)
15:55 ～16:30	木村直登 (神戸大学大学院)	明治期のピンポンから戦前・戦中期の卓球におけるサービスの制度と実践 —日本における競技規則の制定・改定と選手・指導者の認識に着目して—	尾川翔大 (岐阜薬科大学)
16:30 ～17:05	○孫 暢、崎田嘉寛 (北海道大学大学院)	1960-70年代日本の学校体育における「評価」に関する歴史的研究：岐阜県を事例として	藤川和俊 (東京国際大学)
17:05 ～17:40	藤田大誠 (國學院大學)	天皇杯に関する体育・スポーツ史研究序説	佐々木浩雄 (龍谷大学)
18:00 ～20:00	【情報交換会】 会場：講道館 国際柔道センター地下1階 HABIBI Kodokan Tokyo		

2日目 6月14日（日）8:30開場 9:00開始

時刻	発表者	演題	座長
9:00 ～9:35	鈴木明哲 (東京学芸大学)	オーストリアのトップアスリートとナチス—リットシュタイガーの人民裁判記録文書(1947-1950)から—	都筑 真 (日本女子体育大学)
9:35 ～10:10	和所泰史 (静岡産業大学)	戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰過程における歴史的研究 —ヘルシンキ市公文書館所蔵史料の検討から—	青柳秀幸 (清和大学)
10:10 ～10:45	新井 博 (日本福祉大学)	大正12年全日本スキー選手権開催と同14年連盟の誕生—4つの復興地方と体協の動向から—	岩佐直樹 (朝日大学)
休憩 15分			
11:00 ～12:00	【総会】		

# 一般発表

## 抄 録

体育における1958年学習指導要領の改訂  
—技能主義の問題を中心に—

藤川和俊 (東京国際大学)

1. 研究の背景と目的

1958(昭和33)年の小学校・中学校学習指導要領(以下、要領)改訂は、一般に、生活中心の経験主義教育から科学的な系統性を重視する系統主義教育への転換と理解されている。この転換の中で、体育においては運動技術を中心に教科の系統性を捉え、運動技能に関する目標が強調されるようになったという(友添, 2009)。さらに、こうした技能的目標の強調は、児童生徒に運動技能の学習を強いる指導につながり、結果として当時の体育は技能主義と批判されるようになったと指摘されている(三木, 2003)。本研究は、体育における1958年要領がいかなる意図のもと、どのような経緯を経て改訂されたのかを、文部省およびその諮問機関である教育課程審議会(以下、教課審)での審議、ならびに文部省における体育担当専門職の論考から明らかにし、その中で運動技能の学習がどのように捉えられていたのかを検討する。

体育における1958年要領の改訂に関する先行研究は、告示された要領そのものを分析対象とする研究(江橋, 1969; 今村, 1970)と、教材等調査研究会の委員として要領改訂に関わった前川峯雄や本間茂雄、野口源三郎の論考に依拠して改訂の背景を指摘する研究(江刺ら, 1973; 友添, 1997)に大別できる。そして、これらの研究は、体育における1958年要領の改訂を、オリンピックにおける日本選手の不振と児童中心主義・経験主義批判の高まりという二つの契機による系統主義への転換と捉え、技能主義の要因として位置づけてきた。しかし、告示された要領の特徴に注目する一方で、改訂の意図や背景については実証的に検討してこなかった。とりわけ、改訂後の実践にみられる技能主義的傾向から要領の特徴を捉えようとする見解もみられるが、政策的意図と実践展開は必ずしも一致しないため、両者を区別して検討する必要がある。先行研究が取り上げてきた前川・本間・野口ら教材等調査研究会の委員も、改訂に際して具体的な内容を検討する役割を担っていたものの、要領の基本方針は文部省および教課審によって形成されていたため、改訂の経緯を実証するうえでは限界がある。

また、1958年要領改訂に向けた基本枠組みの形成過程を検討した研究は、文部省が発展的系統の明確化を意図していた一方、要領によって経験主義か系統主義かを規定していたわけではなかったことを明らかにしている(澤田, 2024)。このことは、1958年要領の改訂を単純な系統主義化と捉える従来の理解が必ずしも適切でないことを示している。したがって、体育における1958年要領がいかなる意図のもとで改訂されたのかを検討するためには、まず文部省および教課審に注目する必要がある。

加えて、1958年要領を技能主義の要因とみなす見解についても検討の余地がある。1953年要領や1956(昭和31)年高等学校学習指導要領の改訂では、いずれも技能偏重の是正が課題とされており(井上, 1970)、本研究が対象とする1958年要領においても、「単に技能の指導に陥ることなく」といった留意点が示されていた。これらの指摘からは、体育が1950年代を通して技能主義に陥っていたという印象を受けるため、1958年要

領の改訂により技能主義が復活したという従来の歴史像には疑問が生じる。

そこで、本研究では、三つの検討課題を設定し、以下の方法により分析を行う。第一に、先行研究でも用いられた文部省内の関係資料を手がかりとして、文部省内部で要領改訂の基本方針がどのように形成されたのかを明らかにする。本研究では、とりわけ発展的系統の明確化という方針と体育に関わる内容に焦点を当てて検討する。第二に、文部省の体育担当専門職として要領改訂に関与した松島茂善および山川岩之助の雑誌論考を取り上げ、体育の改訂に関する問題意識や方針を検討する。第三に、教課審の議事録を分析し、審議過程において体育の改訂方針がどのように議論されていたのかを明らかにする。これらの検討を通して、1958年要領の改訂が契機と理解されてきた技能主義の問題について再考を試みる。

## 2. 結果と考察

本研究の分析から、1958年要領をめぐる歴史像は以下の2点から捉えなおすことができる。

第一に、1958年要領改訂の意図に関する点である。文部省内での審議からは、系統主義への全面的転換を図るのではなく、経験主義的な生活学習の長所を保持しつつ、学習内容をより系統的に身につけさせるという方針が読み取れた。また、体育担当専門職であった松島や山川は、戦前から継承されていた技能偏重の是正を課題として指摘し、社会的態度や健康・安全に関わる目標への注目を促していた。すなわち、1958年要領が運動技能を前面に押し出した技能重視の性格をもっていたという解釈は、文部省の意図を正確に反映していないといえる。

第二に、要領改訂が技能主義の復活を招き、教師の能動的な研究活動を衰退させたとする、現場への影響に関する見方である。松島と山川は、教師が自身の得意な種目のみを扱い、さらに技能のみに焦点を当てた授業を行っていたことを問題視していた。また、教課審でもこうした教師の指導力が主要な問題として共有されていた。したがって、1958年要領によって技能主義が復活したとみるよりも、むしろ既存の技能主義的傾向の継続、あるいはその強化と捉える方が妥当である。さらに、種目の選択が児童生徒の発達や経験ではなく教師の得意・不得意に依拠していたという批判は、要領改訂によって生活体育の理念に基づく教師の自主的・主体的な研究が衰退したとする従来の指摘(友添, 1997)が、当時の体育実践に対する過大評価であったことを示している。

学校現場へのこうした評価の差異は、先駆的な体育の研究校と関わっていた学校体育論者と、全国の一般的な学校を念頭に置いていた文部省との視野の違いに起因していたと考えられる。そして、このことは、研究校や優良校の実践に基づいて当時の学校体育の実態を捉えようとする従来の方法には限界があったことを示唆している。

以上のように、体育における1958年要領の改訂は必ずしも運動技能のみを強調したものでなかったが、技能主義的な指導がすでに根付いていた体育においては、要領に示された運動技能に関する発展的系統に注目が集まり、結果として技能主義の継続あるいは強化につながったと考えられる。

※引用・参考文献は当日の配布資料で提示する。

「戦間期における少年団日本連盟の日伊交流について」  
石立克己（至誠館大学）

【背景、目的】

本研究は、少年団日本連盟（1922年設立、1935年大日本少年団連盟に改称、1941年大日本青少年団へと統合）とファシズム期イタリアとの交流について論じるものである。特に、1924年の第2回世界ジャンボリー・第3回ボーイスカウト国際会議派遣団のベニート・ムッソリーニ首相との会見と、1938年の大日本少年団連盟伊太利派遣団に注目し、①日伊青少年団体の人的交流の実態と、②少年団日本連盟内のイタリア・ファシズムへの理解の変遷について明らかにすることを目的としている。

なお、少年団日本連盟（以下、連盟）は1924年8月の第2回世界ジャンボリー（ボーイスカウトの世界大会）を機にボーイスカウト国際事務局に正式加盟した。その後1937年7月に日中戦争が勃発すると「国際的ボーイスカウト運動からの離反と独、伊の青年団体への接近を明確にした」<sup>1</sup>。すなわち、1924年の会見は、国際的ボーイスカウト団体としての活動当初から、連盟とムッソリーニが接点を有していたことを示している。これは同じく防共協定を締結していたナチス・ドイツと比べても長期にわたるものであった。

一方、日本と枢軸国との間の青少年団体の交流については、主としてナチス・ドイツを対象とした研究が行われてきた。特に文部省が主導した1938年の「日独青少年団交歓事業」は国内の各青少年団体の戦時体制に移行するきっかけとなった<sup>2</sup>。これに対し、政府や他の青少年団体の関与もなく、イタリア側の訪日も伴わなかった連盟の日伊交流はこれまで注目されてきていない。

しかし、連盟の日伊交流からは、「国際的ボーイスカウト運動からの離反と独、伊の青年団体への接近」という変化に対する連盟独自の模索のプロセスが読み取れる。例えば、1938年の伊太利派遣団は、「防共協定国たる日伊少年団員の交歓」を目的として掲げつつ、「欧州主要国の青年団を訪ねて...（中略）...各国青少年と親しく接する」<sup>3</sup>ことを意図し、国際的ボーイスカウト運動としての活動も行われた。加えて、この際に、「戦前の日英のボーイスカウトの最後の交流」<sup>4</sup>が図られたという。このことは、日伊交流が枢軸国側への接近のみならず、英国由来の国際的ボーイスカウトとの紐帯を連盟が維持すべきかその政治的是非が問われる機会でもあったことを意味している。

したがって、本研究は、単に日独交流の陰に隠れた日伊交流の実態を明らかにするにとどまらない。国際的ボーイスカウト理念の範疇において自己定義する必要があった少年団日本連盟のアイデンティティをどのように再定義するに至ったのか、「独、伊の青年団体への接近」という変化に際して、日伊交流が果たした触媒の働きを解明するものである。

【研究方法】

本研究では、冒頭で述べた通り1924年と1938年の連盟による2度の日伊交流に注目す

<sup>1</sup> 田中治彦「少年団運動の成立と展開に関する研究」九州大学博士学位論文（教育学）1996年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/3119175>（最終閲覧日：2026年3月30日）。

<sup>2</sup> 中道寿一『ヒトラー・ユーゲントがやってきた』南窓社、1991年、105-108頁。

<sup>3</sup> 「大日本少年団連盟伊太利派遣団に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C01007134500、永存書類乙集 第4・5類合冊 昭和13年(防衛省防衛研究所)

<sup>4</sup> 田中、前掲書、201頁。

る。そこで、両派遣団にて団長を務めた三島通陽による『伊太利は奮起した』（実業之日本社、1939年）や、連盟の機関誌『少年団研究』、派遣団の公式記録、*Il Popolo d'Italia* や *Giornale Luce* といった現地イタリアの新聞報道、ニュース映画、アジア歴史資料センター保管の両派遣団に関する公文書を一次史料として、日伊青少年団体の人的交流の実態を分析する。ただし、この二度の交流の間にも、連盟内部ではファシズム期イタリアを巡る重要な動きがあった。特に、1931年の満州事変以降、全国バリッラ事業団（Opera Nazionale Balilla、以下バリッラ）への注目が高まり、連盟の機関誌『少年団研究』内でも関連する記事が増加した。バリッラとは8～13歳までの男女を対象としたファシスト党の青少年団体である。連盟内のイタリア・ファシズムへの理解を把握する上では、このバリッラへの注目を無視することはできない。そこで、本研究では、二度の人的交流に加え、1930年代前半における『少年団研究』上のバリッラに関する記事を分析し、連盟内でどのようにファシスト党やその青少年組織に関する理解が形成されたのか明らかにしていく。

また、ムッソリーニとの会見のみであった1924年とは異なり、1938年の派遣団では実際に日伊青少年団体が交流していた。そこで、1938年の派遣団については、団員たちのファシズムに対する認識や、国際的なボーイスカウト運動に対する志向性の変化についても分析していく。具体的には公式記録である『訪伊使節の足どり』内に記載された日誌や、帰国後『少年団研究』に投稿された各団員の報告、派遣団に大阪連盟代表として金光教京町堀健児団より派遣された今田忠二郎による講演録を参照し、日中戦争以降の「独、伊への接近」に対する団員たちの一様ではない反応を読み解いていく。

#### 【まとめにかえて】

以上の分析結果は次の通り。

1924年の派遣団の時点では、イタリアへの関心はカリスマとしてのムッソリーニ個人を対象としたものであった。その後、満州事変以降にボーイスカウト運動を換骨奪胎し、イタリア化したものとしてバリッラが注目され、連盟内でもボーイスカウトの自国化について検討されていたことが明らかになった。

また、1938年の派遣団の動向や、派遣団員の日誌の分析を通して、一行がバリッラの後進であるリットリオ青年団（Gioventù Italiana del Littorio）や、ドーポ・ラヴァーロ（Dopolavoro）の活動を体験し、ファシズムへの共感を深めていくとともに、イギリス、スイス、フランス、香港のボーイスカウトとも交流していたことが判明した。しかも、派遣団の日誌や帰国後『少年団研究』に投稿された「感想」の中には、イタリアへの賛美だけでなく、ボーイスカウトの国際主義の価値に言及し、国内の青少年団のヒットラー・ユーゲントへの接近を批判するものも見られた。このように、連盟による日伊交流は「国際的ボーイスカウト運動からの離反」とは言い切れない側面を有していたといえる。

#### 【主要参考文献】

三島章道『伊太利は奮起した』実業之日本社、1939年。

大日本少年団連盟伊太利派遣団『訪伊使節の足どり』大日本少年団連盟、1940年。

ヴィクトリア・デ・グラツィア著、豊下櫛彦、高橋進、後房雄、森川貞夫訳『柔らかなファシズム：イタリア・ファシズムと余暇の組織化』有斐閣、1989年。

Reto Hofmann. *The Fascist Effect: Japan and Italy, 1915–1952*. New York: Cornell University Press, 2015.

## 戦後日本の高等学校における保健科の成立過程 (1953-1956)

近藤雄大 (津山工業高等専門学校・北海道大学大学院)

### 1. はじめに

戦後日本における保健科の成立は、これまで米国の影響と戦前・戦中の反省という文脈上での教科の成立が通説とされてきた(小栗・詫間, 1969)。この通説に対して、七木田(2010)は、日本の近代化と戦前・戦中・戦後の連続性という視点から教科としての保健(衛生)を中心的对象に据えつつ、制度・政策といった社会システムの成立とその影響を新たな保健科成立史として再構成している。特に、戦後日本における保健科の成立過程については、『学校体育指導要綱』(1947)(以下、「要綱」)の作成に至るまでの学校体育研究委員会における体育関係者および保健関係者の広義体育論と狭義体育論の議論が整理され、岩原拓の主導のもと、学校体育研究委員会の結論が広義体育論に調整され、体育科との合科型教科として成立する方向に収束したことが論じられている。しかしながら、中等教育に目を向けると、要綱以降に発行された『中学校・高等学校学習指導要領』(1951)では、保健科の学習内容は示されておらず、保健科の学習内容が具体的に示されたのは1956年の改訂からである。要綱の発行をもって保健科の成立と見做す先行研究では、中等教育における保健科の成立過程が十分に検討されておらず、その記述は部分的なものにとどまっている。

そこで、本研究は、戦後日本の高等学校における保健科の成立過程を明らかにすることを目的とする。具体的な課題は、第一に、教育課程審議会の分科会である中等教育教育課程分科審議会(以下、「中等教育分科会」)や教材等調査研究会中学校高等学校保健体育小委員会(以下、「保健体育小委員会」)における議論の中で、高等学校教育課程における保健科の位置づけや取り扱いが、いつ、どのように決定されたのかを明らかにする。第二に、『高等学校学習指導要領保健体育科編』(1956)における保健科の学習内容の作成過程を明らかにする。本研究で使用する資料は、国立教育政策研究所教育図書館所蔵の個人文書、『文部時報』や『中等教育資料』などの文部省関連雑誌、『日本教育新聞』などの新聞資料、『学校体育』や『体育科教育』などの保健体育関連雑誌である。

### 2. 高等学校教育課程における保健科の位置づけと取り扱いの決定過程

まず、1953年8月3日の「高等学校教育課程改善について」(第一次中間報告)においては、保健の学習内容は体育と深く関連した領域に限定され、あくまで体育科の一部として位置づけられるという暫定的な整理がなされた。このことは、1951年時点で既に文部省が保健と体育の合科を方針としていたことに起因する。そのため、保健を教科として明確に位置づけるか否かは専門委員会の研究に委ねられ、具体的な制度化には至っていなかった。

続く、1953年11月12日の「高等学校教育課程改善について」(第二次中間報告)では、第一次中間報告の方針を引き継ぎつつも、「他教科でもそれぞれの立場から保健学習を研究する」と追記され、保健を学校教育全体で扱うべき領域と位置づける視点が示された。この段階では、保健を独立教科目とするか否かの決定は保留にされ、議論は継続中であった。

大きな転機となったのは、1953年10月16日から1954年2月18日までの保健体育小委員会における審議・議論である。同委員会では、保健を独立して体系的に扱うべきという意見と、体育との関連を踏まえて統合的に編成すべきという意見とが併存しつつ、最終的に保

健と体育を一つの教科として取り扱い、その中で保健を「体育に関連の深い内容」に限定して2単位とすることが提案された。この提案により、保健は「保健体育」の中の科目として制度上の位置を確保する方向性が確立された。

この保健体育小委員会の審議・議論を踏まえ、1954年10月14日に発表された教育課程審議会の「教育課程の改善特に高等学校の教育課程についての第一次答申」において、保健科の位置づけと取り扱いが制度的に確定される。答申では、教科名称は保健体育、科目名は体育と保健、単位数は9～11、全学年を通ずる保健学習は合計2単位とすることが明記された。これにより、保健は独立教科とはならなかったものの、制度上は一つの科目としての地位を確立したことになる。

一方で、保健体育小委員会が報告した案が、最終的に中等教育分科会や文部省の意向によって修正される場面が見られた。例えば、保健体育小委員会が報告した「教科名：体育、科目名：体育運動・保健」という提案は、中等教育分科会においては「保健体育」として再構成され、文部省保健課の方針が色濃く反映された形で答申案に盛り込まれている。この過程において、保健科の制度化過程における専門的知見と行政的裁量の相克があったと考えられる。

### 3. 『高等学校学習指導要領保健体育科編』（1956）における保健科の学習内容の作成過程

『高等学校学習指導要領保健体育科編』（1956）における保健科の学習内容は、1954年12月14日に再編された保健体育小委員会における継続的かつ体系的な研究協議を基盤として作成された。同委員会は、中学校段階までの保健学習の成果を踏まえつつ、高等学校における保健学習の目標や内容の体系化を主要な課題とし、他教科との関連性の整理や重複の回避、具体的な目標設定と学習内容の構成に重点を置いて検討を進めた。

「高等学校保健学習内容（案）」（1953）を基礎資料とした「高等学校教育課程改訂に伴う保健体育科の改訂について」（1955）では、その構成の再整理と精緻化が図られた。そこでは、高校生の実態に即した健康障害への理解、疾病の予防や治療、健康的な生活設計といった実践的な内容が新たに加えられ、従来の知識中心の内容構成から、個人および集団の健康を自律的に管理・実践する能力の育成へと重点が移行した点が特徴的である。

さらに、最終案（1956）では、性教育に関する独立項目の設定や、労働に関連する健康問題（労働と疾病・労働安全）に関する内容が加筆された。こうした加筆は、健康を身体的側面に限定せず、精神的・社会的側面を含む包括的な概念として捉える当時の専門家（荷見秋次郎、湯浅謹而、青柳兵司）の健康観を反映しており、生徒が卒業後に社会的自立を果たす過程を見据えた教育内容の拡充を意図したものであったといえる。

### 4. おわりに

高等学校教育課程における保健科の教科的確立をめぐる審議・議論の過程から、高等学校における制度的な保健科の成立は、教育内容の妥当性をめぐる専門的議論と、それを制度的にいかに関与させるかという政策決定過程の交錯を含みながら、行政的判断や官僚的意思決定、現場の受容可能性といった複数の要因に左右される複雑なプロセスで形成されていたといえる。また、1956年の保健科の学習内容は、当時の教育政策の要請と学術的検討を背景に、高校生の発達段階および将来の社会的責任を考慮しつつ、科学的かつ実践的な保健学習の実現を目指して、段階的かつ協働的に構築されたものである。

※引用・参考文献は当日の資料で提示する。本研究は2025年度日本体育・スポーツ史学会研究助成を受けたものである。また、JSPS 科研費 JP25K06239 の成果の一部である。

明治期同志社女学校におけるバスケットボール受容の先駆性  
—『同志社女学校期報』および『同校要覧』（1896）の分析を中心に—

○柿山哲治（福岡大学）

【研究目的】

日本の女子バスケットボール史研究において、輿水（1976）は成瀬仁蔵による1894（明治27）年の導入を「日本最古のバスケットボールにして、日本に於けるバスケットボールは梅花女学校が開祖なり」と評価している。しかしながら、輿水自身、明治期にバスケットボールを実施した学校として梅花女学校、日本女子大学校、女子高等師範学校などを列挙する一方、同志社女学校については全く言及していない。この事実は、同志社女学校におけるバスケットボール受容の実態が、これまでの研究史において十分に位置づけられてこなかったことを示している。

こうした問題意識に立脚し、本研究は同志社女学校同窓會が発行した『同志社女学校期報（以下、期報）』および1896（明治29）年の『同志社女学校要覧（以下、要覧）』を精査することにより、同校におけるバスケットボール受容の実態を解明することを目的とする。

【方法】

本研究では、2026（令和8）年3月24日から25日にかけて実施した同志社女子大学史料センターにおける実地調査に基づき、以下の史料群を分析の基礎とした。

第一に、『期報』第1号から第30号（1894-1911年）である。調査の結果、第1号から第5号についてはバスケットボール的競技に関する重要な記述が確認された。特に第2号（1894年6月6日発行）、第3号（1895年1月1日発行）、第4号（1895年6月28日発行）、第5号（1896年3月31日発行）に「籠毬戯」「籠球戯」に関する記述が認められる。

第二に、1896（明治29）年2月12日発行の『要覧』の「同志社女学校図」である。これは秦（1984）によって「同志社女子部運動施設配置図（以下、配置図）」として紹介されたものであり、本研究では実物に遡った分析を行った。「配置図」には「25 籠球遊戯場」が明記されており、その位置、規模、隣接施設との関係を分析することが可能である。

第三に、『梅花学園百年史』（1988）に記されたウエルミナ女学校、神戸女学院とのバスケットボール対抗試合に関する記述や記録について調査を行った。

第四に、当時同志社女学校に在職したウーマンズ・ボード宣教師に関する資料、および同校で体育・遊戯振興の中心的役割を果たした、松浦政泰教頭に関する資料である。

【結果と考察】

1. 「梅花女学校ルート」による技術移転の特異性

『期報』第3号（1895年1月1日発行）には、「此程より籠毬戯（バスケットボール）をも始めしが、此遊戯に生徒両組に分かれ各競ふて毬を味方の籠に入れんとし先づ入れたる組を勝とするものなり、之は松浦教師坂神巡察の結果の一にして、梅花女学校の賜なり」と明記されている。この記述は、同志社女学校におけるバスケットボール的競技の最初の確定的な記録であり、その導入経路が松浦政泰教頭による梅花女学校からの移転であるこ

とを示している。梅花女学校は当時、米国留学から帰国した成瀬仁蔵が校長を務めており、同校において「球籠遊戯（まりかごゆうぎ）」と命名された競技が導入されていた。

## 2. 1896（明治 29）年における「籠球遊戯場」の定置性

1896（明治 29）年の『要覧』は、本研究にとって核心的な史料である。この中の「配置図」には、「25 籠球遊戯場」が明確に描かれている。位置については、現・栄光館付近、前庭の特等地に設置されていたことが確認できる。特筆すべきは、「26 槌球遊戯場」（クロッカー）、「27 鞞遊戯場」（ブランコ）、「28 第一打毬遊戯場」（テニス）、「29 第二打毬遊戯場」と 5 つの運動施設が配置されている点である。当時、テニスは女子のスポーツとして一定の地位を確立していたが、バスケットボール用の施設がそれと同様の中庭ではなく、前庭に配置された事実は、同校における当該競技の重要性を示している。

## 3. 『要覧』と『期報』にみる体育指導体制の変遷

『要覧』には「体育」の項が存在するものの、「女学校専任教員」の欄に体育担当教員は示されていない。この事実は、当時の同志社女学校において、体育が専任の教員によってではなく、複数の教員の兼務によって行われていた可能性を示唆する。『期報』第 6 号（1896 年 6 月 10 日発行）には、唱歌と洋楽担当のウェンライト教師について「又右両科の棒体操をも擔任せられ、自から薙刀を試みテニスを励み奨励一方ならざりけり」とあり、外国人女性宣教師が体育指導の中心的役割を果たしていたことが確認できる。また、『期報』第 12 号（1899 年 6 月 30 日発行）には、前松山高等女学校教頭吉田清太郎氏による薙刀指導が開始されたことが記されており、体育指導の担い手に変化が生じたことが窺える。

## 4. 関西地区ミッションスクール間の対抗試合の展開

発表者は、1909（明治 42）年 12 月から 1910（明治 43）年 3 月にかけて、神戸女学院、梅花女学校、ウヰルミナ女学校間で少なくとも 4 回の女子バスケットボール対抗試合が実施されていたことを明らかにしている（柿山，2025）。一方、『梅花学園百年史』には、「完成したグラウンドを用いてバスケットボールの試合がウヰルミナ女学校、神戸女学院、同志社女学校等と行われた。」と記されているが、本調査では当校が対抗試合に参加した直接的な証明史料を確認することはできなかった。

### 【結論】

同志社女学校におけるバスケットボール受容は 1894（明治 27）年であり、成瀬が梅花女学校で翻案した「球籠遊戯」を松浦が持ち帰るという、従来の「宣教師による直接導入」とは異なる伝播経路が存在した。1896（明治 29）年の「配置図」には「籠球遊戯場」が表庭に明記されており、既に専用コートが設置されていた。この空間的定着の完了は、従来の通説（1900 年代以降）の受容よりも、先行するものであった。

### 【付記】

本研究に貴重な史料をご提供頂いた同志社女子大学史料センター職員の皆様に感謝いたします。本研究は JSPS 科研費 24K14619 の助成を受けたものです。

## 1920年代の日本サッカーにおける審判員の形成と変容 —大日本蹴球協会機関誌『会報』を通じた検討—

赤阪 修（阪南大学・東京学芸大学大学院）

### 緒言

19世紀のイギリスに端を発するフットボール（サッカー）は、地域ごとに異なる慣習的な遊びから、統一されたルールに基づく近代的なスポーツへと移行することで世界的な普及を果たした。この過程において、競技規則の確立とその執行を担う審判員の存在は、遊戯を競技へと昇華させるための必要な要件であり、ピッチ上の秩序維持とフェアプレーを具現化する役割を担ってきた。

日本サッカー史において、1920年代は大日本蹴球協会（以下JFA）の設立（1921年）から国際サッカー連盟（FIFA）への正式加盟（1929年）へと至る組織整備期であった。しかし、JFA編纂の公式史に審判員に関する記述は極めて少なく、歴史的に記録すべき主題として認識されてこなかった。イギリスにおいて審判員が「中立的な観察者」から試合を統制する「絶対的な裁定者」へと移行する変遷を明らかにした先行研究が存在する一方で<sup>1)</sup>、日本においては審判員の形成と変容を主題とした研究は未だ乏しい。

本研究の目的は、公式記録の空白となっていた1920年代を対象に、審判員の形成と変容のプロセスを、JFA機関誌『会報』（1922年第一号、1928年度号、1929年臨時号）を中心とする一次史料から明らかにすることである。審判員を単なる進行の補助者としてではなく、「大会運営と競技秩序を媒介する主体」として捉え、日本において客観的な競技空間がいかに構築されていったのかを明らかにする点に本研究の独自性がある。中央組織の志向と、現場の実務的な葛藤を「協会」「大会」「国際」の視点から解明していく。

### 1. 大日本蹴球協会の設立と審判員

1921年9月、全国組織として大日本蹴球協会が創設された。それ以前は地域や学校ごとに異なるルール解釈が混在していたが、1919年の英FAからの優勝杯寄贈を機に第1回全国優勝競技会が開催され、全国統一ルールの制定が急務となった。

客観的な競技を成立させるには第三者の介入が不可避であり、1922年の「全国優勝競技会規則」において、審判員は大会主催者が公式に委嘱する役員と規定され、選手の退場を命じる絶対的な決定権が付与された。しかし、同規則に「当分の間参加選手もこれに当る」と明記された通り、判定を専門に担いうる人材が絶対的に不足しており、テキスト上で与えられた権限と現場の現実との間には明らかな構造的矛盾が存在していた<sup>2)</sup>。

### 2. 全国大会における審判員

全国規模の大会が開催されるようになるとルール解釈のズレが表面化し、オフサイド等の判定を巡る抗議からチームが「退場棄権（試合放棄）」に至る事象も記録されている。人材不足の中、現場は試合を成立させるための具体的な対応を試みた。その象徴が「ゴール判定補助人員」の導入である。

『会報』第一号では、得点の正否を正確にするため各ゴール付近に人員を配置しつつ

も、「ゴールスマンともゴールアンパイヤーとも名付ず」と規定し、レフェリーの決定権を保護しようとした<sup>3)</sup>。しかし、実務運用表には「ゴール」という役職名が明確に記載されており、公式ルール of 枠組みを維持しようとする中央組織の志向と、試合成立を優先する現場の実務要請との葛藤が如実に示されている。

この日本独自の対応は、1928年度『会報』にて判定を完全にレフェリーに一任すべきとする「審判神聖」の原則が提唱されたことで見直される。そして1929年の規則改定において独自の補助人員規定は消滅し、本来の「レフェリー1名とラインスマン2名」の枠組みへと回帰した。

### 3. 国際舞台との接触と審判員

独自の応急処置からの脱却を決定づけたのは、国際舞台での経験であった。1927年に上海で開催された第8回極東選手権大会において、日本の関係者は外国人審判による国際標準の厳格なレフェリングに直面した。ロシア人レフェリーの杜連科（デュレンコ）氏は、比律賓代表の強硬な抗議に一切屈することなく判定を貫徹し、日本の関係者から「公平無私、実に堂々たるレフェリー」と絶賛された<sup>4)</sup>。判定の正当性が選手の納得ではなくルールの厳格な執行によって担保されるという、近代スポーツの客観的本質を強烈に認識した瞬間であった。

この国際基準への適合は、1929年の組織改革とFIFA正式加盟によって結実する。「大日本蹴球協会細則」で「審判委員会」が常設化され、その任務として「審判技術の向上を図る」ことが初めて明文化されたのである<sup>5)</sup>。

### 4. まとめ

日本サッカーにおける審判員は、単に外来の規則を翻訳し受容することで形成されたわけではない。全国大会開催に伴うルール統一化の要請に始まり、人員不足による判定の困難に対処するための独自の創意工夫と矛盾を経て、最終的に国際基準へと適合していく実証的なプロセスであった。本研究は、この審判員の形成と変容のプロセスの解明を通じ、日本サッカー史研究に、ルールの適用を担う第三者がいかにして客観的な競技空間を構築していったのかという新たな歴史的視座を提供するものである。

【付記】 本発表は、2025年度日本体育・スポーツ史学会研究助成および阪南大学産業経済研究所助成研究の支援を受けて実施した研究成果の一部である。

#### 【注および引用・参考文献】

- 1) 藤井翔太（2010）「近代イギリスにおけるフットボール審判員制度の歴史的変遷」、『スポーツ史研究』第23号：pp. 13-26.
- 2) 大日本蹴球協会（1922）全国優勝競技会規則 第八条、『会報』第一号，p. 9.
- 3) 大日本蹴球協会（1922）審判係、『会報』第一号，p. 40.
- 4) 大日本蹴球協会（1928）志那对比律賓蹴球戦、『会報』昭和三年度号，pp. 33-34.
- 5) 大日本蹴球協会（1929）大日本蹴球協会細則 第三章審判委員会第二十条、『会報』臨時号，p. 7.

明治期のピンポンから戦前・戦中期の卓球におけるサービスの制度と実践  
—日本における競技規則の制定・改定と選手・指導者の認識に着目して—

木村直登(神戸大学大学院)

### 1. 研究目的

本研究は、明治期のピンポンから戦前・戦中期の日本の卓球におけるサービスのあり方を、競技規則の制定・改定という制度面と、選手・指導者による理解・評価・運用という実践面の両側から明らかにすることを目的とする。サービスは、規則によって定められるだけでなく、選手・指導者の理解や運用を通じて具体化される。対象期間の卓球を対象とする本研究では、制度の変化と実践の変容を対応させることで、その時代のサービスの実態把握を目指す。

### 2. 資料と方法

検討対象は、各時期における競技規則に加え、1902年刊行の『ピンポン』、1924年刊行の『卓球術』、1936年刊行の『卓球競技法』、1940年刊行の『女子卓球新指導』の記述における回顧的叙述と技術叙述を区別しながら比較した。分析では、サービスの打ち方、立ち位置、送球先、回転付与、失点条件に関わる記述を抽出し、制度の状況と実践的理解の関係を検討した。あわせて、1933年の日本卓球協会ルール改正、1938年のサバドス・ケレン来日、および同年のフィンガースピンサービスをめぐる国際的動向を、制度変化の節目として位置づけた。さらに、同一事項について条文と実践叙述のあいだにどのようなずれがあるかを確かめた。

### 3. 結果

黎明期のサービスは、ローンテニスの影響をなお色濃く残していた。『ピンポン』では下手打ちが求められ、サービスは相手に返球機会を与えつつゲームを開始する節度ある行為として理解されていた。また競技会ごとに運用に差があり、統一規則成立以前の不安定さもうかがえる。1921年に全国的な統一規則が整備されて以降、1924年の『卓球術』では、サービスは自領コートに一度バウンドさせたのち相手方へ送り、しかも相手コート中央へ送ること、強球やカッティングボールを用いないことが求められた。ここでは攻撃性より秩序維持が優先され、回転や変化は積極的武器というより抑制対象であった。

これに対し1930年代には、制度と実践とのずれが拡大する。『女子卓球新指導』本文によれば、1933年の日本卓球協会ルール改正ではサービス・スタンドが設けられる一

方、サービスとレシーブの自由が拡大した。すなわち、送球先の自由化が進んでも、サーバーの立ち位置はなお統制されていた。1936年の『卓球競技法』では、サービスは「戦闘開始」とされ、ドライブ性・カット性、深淺、フォア・バック・ミドルへの配球、特殊サーブが論じられている。ここから、実践面ではサービスがすでに主導権獲得の手段として理解されていたことが分かる。また、回転サービスについても、返球方向の制約より、まずバウンド後等の軌道変化を通じて相手の位置や返球内容を崩すものとして捉えられていた。1938年のサバドスとケレンの来日は、こうした回転サービスの衝撃を日本側に強く印象づけた出来事として位置づけられる。すなわち、制度上の緩和が直ちに一樣な実践を生んだのではなく、規則の変更が選手・指導者の理解を通じて具体的なサービス観へ翻訳されるまでには一定の時間差があった。また、山田孝次郎が満洲遠征で経験したとされる返球方向まで拘束するようなサービスへの言及は、当時の回転サービス理解が軌道変化の把握から一歩進みつつあったことを示している。

さらに1938年の国際競技界ではフィンガースピンサービスが大きな問題となり、ルール改定が進んだ。1940年における規則では、正規サービスはまず自領コートにバウンドさせ、その後ネットを越えて相手コートに入るものとされる一方、打球位置はエンドライン後方かつサイドライン延長内という範囲規定で示される。また指で回転を与えて投げ上げることも自体は自由としつつも、手から離れる前の擦り付けや補助手段は禁止している。ここでは、回転そのものを禁じるのではなく、回転操作の方法を細かく統制する制度段階に入っていた。この点は、サバドスやケレンの来日が日本側に与えた衝撃とも結びつき、回転サービス理解の更新を促した。さらに、1938年に来日したサバドスとケレンのフィンガースピンサービスは、日本人にサービスと回転の結合を強く印象づけた事例として位置づけられる。

#### 4. まとめ

以上から、対象期間の日本における卓球のサービスは、①ローンテニスに似た開始球、②自領コート経由・中央送球・変化抑制を重んじる規範的段階、③1933年改正以降のサービス・スタンドを伴う過渡的自由化段階、④1938年以後の回転を前提としつつその方法を統制する段階、という流れで把握できる。すなわち、サービスの変容は、規則の改定だけでなく、それをどう理解し、どう実践したかという選手・指導者側の認識変化と結びついていた。本研究は、この制度と実践の交錯を通じて、明治期のピンポンから戦前・戦中期の日本の卓球における競技化・制度化の一端を明らかにした。あわせて、制度の自由化がそのまま無制限の自由を意味したのではなく、新たな統制の導入を伴っていたことを指摘したい。この意味で、サービス史の検討は、競技規則の制度史であると同時に、制度が現場でどのように受容され実践化されたかを問う実践史でもある。

1960-70年代日本の学校体育における「評価」に関する歴史的研究:岐阜県を事例として

孫 暢(北海道大学大学院) 崎田嘉寛(北海道大学)

はじめに

日本における学校体育の「評価」は、児童・生徒の学習状況を的確に捉え、教員が指導の改善を図るための営みとして位置づけられている(国立教育政策研究所, 2020). 加えて、岡出(2019)は、体育授業における評価法の適用に際して、評価の目的や機能に対する教員の理解・価値観が、評価手法に影響を与えることを指摘している. 本研究では、この評価に対する理解・価値観を「評価観」と捉え、「評価手法」と区分する. では、学校体育の評価研究は、これまでどのように蓄積されてきたのか.

戦後の学校体育研究は、カリキュラム研究、授業研究、授業の基礎的研究を中心に展開されてきた(高橋ほか, 2005). 体育授業の評価に関しては、松岡ほか(2006)が、1970年代以降における授業研究の進展に伴い授業評価法の開発研究が蓄積されてきた経緯を整理しているが、それが客観的測定に偏っており、根本的な議論が不足していると批判的に指摘する. 現場における体育評価研究に目を向けると、向山(1997)が国立大学附属中学校 78校の研究紀要 37年間分(1953年から1989年まで)を分析し、評価に関する研究が35件(全721件, 4.9%)にとどまることを示している. なお、学術研究においても個別的な実践・理論研究にとどまる(高橋ほか, 1994; 有馬, 2021). 他方で、歴史研究としては、北本ほか(2006)や佐々ほか(2020)が学習指導要領等に基づく評価の変遷を辿っているが、これらは中央の制度的変遷が対象である. そのため、地方の教育行政や学校現場において、どのような評価観が形成され、それに基づきいかなる評価手法が採用されたのかについては明らかにされていない.

そこで、本研究は、戦後日本における評価観と評価手法の形成過程を、地方の視点から明らかにすることを目的とする. 具体的には、1960年代から1970年代における岐阜県の動向を事例として取り上げる. 同県に着目する理由は、1949年に橋本正一(1913-2004)を中心に民間体育研究団体である「偶士会」が結成され、県内の学校現場の教員と大学研究者の共同により、体育授業の実践的研究に取り組んできたためである(中村編, 1997). さらに同会は、運動技能や集団発達の指導過程に関する研究成果を日本体育学会(現在の日本体育・スポーツ・健康学会)において継続的に公表しており(孫ら, 2023)、学習指導要領を相対化しながら体育授業の改善に取り組んでいた可能性があり、本研究の目的に照らして好個な事例の一つとなると判断した. なお、対象とする時期は、1958年改訂の学習指導要領が法的拘束力をもって実施された時期と重なる.

本研究の課題は、1)偶士会・岐阜県学校体育行政および現場教員の研究集会に関する一次史料を収集し、評価の記述を整理する. 2)各史料から評価観(目的・観点・主体・タイミング)と評価手法(具体的方法・道具・基準)を区別・細分化して抽出し考察する(北本ほか, 2006 参照). 3)偶士会・学校体育行政・現場教員の関わりによる評価観・手法の形成と構造を地方の視点から解明する.

1. 資料の収集と対象記述の抽出

本研究で収集した資料の概要を下表に示す. 同表には評価に関する記述件数を付している.

資料区分	著者・編者	資料名	発行年 対象年度	発行所	評価関連 記述件数
偶士会	橋本正一	①『体育学習(「運動/集団」学習)の指導』	1975	黎明書房	106
	偶士会	②『体育科教育の研究—27年の軌跡』	1976	大洋社	46
	岐阜学校体育研究会	③『戦後の岐阜県学校体育の研究』	1992	岐阜学校体育研究会	39
岐阜県 学校体育行政	岐阜県教育委員会(編)	④『小学校体育指導の手引』	1962		29
		⑤『小学校体育指導の手びき』	1970	岐阜県教育委員会	10
		⑥『中学校保健体育指導の手びき』	1963		81
		⑦『中学校保健体育指導の手びき』	1971		32
岐阜県 現場教員研究集会	岐阜県教育委員会(編)	⑧『岐阜県小学校教育課程研究会のまとめ』	1962年度		8
		⑨『岐阜県小学校教育課程研究会のまとめ』	1967年度		6
		⑩『岐阜県小学校教育課程研究会のまとめ』	1976年度		16
		⑪『岐阜県中学校教育課程研究会のまとめ』	1962年度	—	21
		⑫『岐阜県中学校教育課程研究会のまとめ』	1967年度		7
		⑬『小中学校教育課程研究会実施要項ならびに 事前研究の手びき』	1965年度		6

## 2. 偶士会における評価観と評価手法

偶士会は、主として授業における指導過程の構築を企図し、「計画・構成—実践・指導—反省・評価」の三段階を各運動領域に適用する取り組みを展開してきた(①②:表中の資料番号と対応,以下も同様)。同会の評価観の変容に着目すると、敗戦後から1950年代にかけては、アメリカ測定評価学を受容し、学習効果の客観的把握を評価の目的としていた(②)。1960年代に入ると、「反省・評価」が授業の一段階として位置づけられ、学習過程そのものが評価対象とされるようになった(①)。1970年代前半には、集団としての学習の深まりも捉える観点として、「課題達成度」、「集団結合度」、「役割発達度」、「規範生成度」が設定された(①)。一方、評価手法は、1950年代はアメリカの既存テストを援用した効果測定が中心であったが(②)、1960年代は8ミリフィルム・テープレコーダー・VTRといった記録手段の導入とともに、学習者自身が評価に関わる実践が展開された(①②)。1970年代前半には、技能と態度の観察を担う「オブザーバー」役が設けられ、学習者が観察・記録・反省の過程に関わる仕組みが整えられた(①)。以上のように、偶士会における評価観は、既存学問の模倣的受容を起点としながら、学習集団の形成過程をも包含した独自の評価観の確立へと発展した。評価手法においても同様に、教員による客観的測定から、学習者が主体的に関わる評価へと変容したと考えられる。

## 3. 岐阜県学校体育行政における評価観と評価手法

岐阜県の学校体育行政は、岐阜県教育委員会が編集した『手びき(手引)』(④～⑦)を通じて、学校体育現場に対して方針を示してきた。同書の評価観の変遷に着目すると、1960年代版では「評価」の概念が未定義のまま用いられており、技能面の到達度確認が事実上の評価目的となっていた。1970年代版では、「指導計画や指導法の改善に資する」ことが評価目的として明記され、評価対象・主体ともに拡張された。評価手法についても、「記録会」、「能力級判定」中心から、技能と態度の双方を対象とした多段階的な評価へと転換した。以上のように、文部省『学習指導要領』(1958改訂・1968改訂)において体育科の「評価」に関する独立した内容が示されていないなかで、岐阜県の学校体育行政では『手びき』の改訂を通じて、指導改善型の評価へと方針を転換させたと考えられる。

## 4. 教育課程研究集会における評価観と評価手法

岐阜県内の小・中学校教員は、岐阜県教育委員会が毎年度開催した教育課程研究集会において、各教科の指導上の課題について実践報告と討議を重ねてきた。同集会における評価観の変遷に着目すると、1962年度では「評価」は独立した主題として取り上げられておらず、評価の目的や方法に関する概念的な枠組みが形成途上にあっただことがうかがえる(⑧⑩)。1967年度においても顕著な変化はみられなかったが(⑨⑫)、1976年度には「評価」が独立した研究主題として取り上げられ、「様相の変化」に着目する評価観が提起された(⑩)。評価手法については、1962年度は未確立の状態であったが(⑧⑩)、1967年度に段階的評定が現れ(⑨⑫)、1976年度には「共同評価」が試みられた(⑩)。一方で、評価基準の統一や時間的制約といった実践上の課題も報告されており、現場レベルでの評価の定着は一樣ではなかったと考えられる。

### まとめにかえて

最後に、偶士会・学校体育行政・現場教員の関連に着目すると、偶士会の中心人物である橋本正一が『手びき』全4版の編集に携わっており、同会会員8名が『手びき』の編集委員を兼ねていた。さらに、県教委所属の同会会員も複数名確認できる。このことから、偶士会における「評価」の考え方が県内学校体育行政の方針に反映されていた可能性が示唆される。実際に、偶士会が1960年代から展開した学習過程を対象とした評価観と学習者参加型の評価手法は、1970年代版『手びき』に指導改善型の評価目的の明記と自己・相互評価の導入として示されている。一方、偶士会と研究集会で直接的に重なる人物は1名のみであり、現場教員への浸透は行政文書を媒介とした間接的なものととまっていたと推察される。この点は、今後の課題として、各学校の体育授業に関する資料の発掘と分析が必要である。

※引用・参考文献は発表当日の資料にて提示する。

## 天皇杯に関する体育・スポーツ史研究序説

藤田大誠（國學院大學）

### 1 令和における新たな天皇杯

令和6年（2024）9月6日、宮内庁長官官房総務課報道室は、「天皇皇后両陛下は、体育御奨励のため、公益財団法人日本ソフトボール協会へ天皇盃、皇后盃を賜りました」と発表し、同日午後2時、黒田武一郎宮内庁次長から同協会牧島かれん会長に伝達された。これにより、天皇盃は「全日本総合男子ソフトボール選手権大会」、皇后盃は「全日本総合女子ソフトボール選手権大会」の優勝チームにそれぞれ授与されることとなった。同協会ウェブサイト公表された牧島会長名による同日付の「お知らせ」には、「この御下賜はソフトボール界においてこの上ない栄誉であり、70年以上続けて参りました我々の本邦における競技普及振興に更なる活力をもたらされるものと考えております」と記されている。その上で、当該大会のより一層の発展に尽力するという意気込みを示すとともに、御下賜に際して多大な指導、協力を受けたとして、宮内庁、文部科学省、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会に感謝の意を表している。なお、「天皇杯と皇后杯の新たな授与は、平成30年の障害者スポーツ4大会以来で、令和になってからは初めて」であり、「開催実績などから決定した」と報じられた（『産経新聞』令和6年9月7日付朝刊）。

### 2 天皇杯とは

『[新版]平成皇室事典』（主婦の友社、平成11年）は、「天皇杯は、国民の体育活動を奨励するために設けられた優勝賞で、そのほとんどは戦後になってから贈られるようになったものである。戦前からのものは、競馬の「天皇賞」（明治三十九年・当時は帝室御賞典競走といった）、大相撲の「幕内最高優勝」（大正十五年・当時は東宮殿下記念杯。東宮とはのちの昭和天皇）、「東京六大学野球リーグ」（大正十五年・当時は東宮杯）の三つだけである」と説明する。加えて下賜基準は、①アマチュアスポーツであること（大相撲、競馬は例外）、②国民によく普及していること、③大会が全国的な規模で、最高のものであること、④参加者の地位などの制約がないこと、⑤大会が営利団体によらないこと、⑥届け出団体が全国組織を持ち、指導的立場にあることを挙げている。実際、『昭和天皇実録 第十』（東京書籍、平成29年）の昭和22年（1947）6月20日条には、次のように記されている。

この日、体育御奨励の思召しをもって、日本学生陸上競技連合に対し、優勝盃として御紋付銀鉢を賜う。同会が国民一般の体位向上に役立つ健全なアマチュアスポーツ団体であること、競技が自主的な団体で行われ、新聞社その他主催の一時的な大会でないこと等の賜杯の基準を満たしていたことにより、優勝盃を賜うこととなる。七月二十日には、この賜杯が「天皇杯」として、全日本学生陸上競技対抗選手権大会の優勝校中央大学に授与される。

また、『皇室事典 文化と生活』（角川ソフィア文庫、平成31年）においては、「天皇杯は、競技奨励のために、宮内庁を通じて、運営団体に下賜」されているものであり、「団体によっては「盃」の字を使用している場合」もあるが、日本国憲法第7、14条に規定のある「栄典制度」（勲章・褒章など、国家的ないし公共的事業に従事した者を顕彰する制度）として確立しているものではない（西川誠「天皇杯・皇后杯」）。

但し、近代皇室の社会的役割を検討した研究で「日本相撲協会や日本サッカー連盟などの団体には、天皇賜杯（天皇杯・天皇盃）が下賜されている」（川田敬一「近代皇室の社会的役割に関する基礎的研究—宮内公文書館所蔵『恩賜録』を中心として—」『日本学研究』第17号、平成26年）と指摘されている如く、「恩賜」という、皇室と国民との関係を結び付ける象徴的かつ具体的な紐帯の一つとして位置付けられていると解することは出来る。

### 3 天皇杯の基礎的・総合的研究に向けて

天皇杯は明治期の競馬から始まるが、摂政就任後の皇太子裕仁親王（後の昭和天皇）による大正11年（1922）の各種スポーツ大会（ゴルフ、テニス、陸上競技）に下賜された優勝カップや、翌12年に大阪で開かれた第6回極東選手権競技大会において大正天皇より下賜された「天皇優勝盃」という一時的、時限的な事例、或いは後に天皇杯へと繋がる事例としての大相撲や東京六大学野球リーグに下賜された「東宮杯」という〈前史〉、そして戦後の天皇杯下賜に至るまで、おおよその経緯は把握されてきた（坂上康博『昭和天皇とスポーツ—玉体—の近代史—』吉川弘文館、平成28年、権学俊『スポーツとナショナリズムの歴史社会学—戦前=戦後日本における天皇制・身体・国民統合—』ナカニシヤ出版、令和3年、高橋一友「近代スポーツと天皇杯—1920年代における日本競馬を中心に—」『社会システム研究』第28号、令和7年など）。但し先行研究は、主に国民体育大会（現・国民スポーツ大会）の在り方と絡めて天皇杯に政治性や国民統合の側面を読み込む見方から、専ら天皇・皇室から国民へ向けてのベクトルのみを強調することが多く、受容側（下賜される側）である体育・スポーツ諸団体の意図（希望や需要、名誉など）、天皇・皇室に向けてのベクトルとの双方向性は重視されて来なかった。また、戦前から戦後を通貫的、一括的に捉える傾向も強いが、下表「天皇杯一覧」からも窺える如く、占領期、昭和戦後期、平成期、令和期におけるそれぞれの時代背景、体育・スポーツ各団体固有の事情、体育・スポーツ関連以外の要素（農林水産祭各部門への下賜）、占領期に始まった皇后杯をも含めた、基礎的・総合的な考察が必要である。本発表はその序説的研究を行うものである。

表：天皇杯一覧

対象団体名（現在の名称）	競技会名（現在の名称）	御下賜年月日
1 日本中央競馬会	天皇賞（春・秋）	明治38年5月6日
2 日本相撲協会	賜盃 大相撲一月・三月・五月・七月・九月・十一月場所（幕内優勝力士）	大正14年4月29日（御下賜金）
3 東京六大学野球連盟	天皇杯 東京六大学野球リーグ戦（春・秋優勝校）	大正15年10月23日（皇太子優勝盃）、昭和21年11月1日（優勝盃）
4 日本学生陸上競技連合	天皇賜盃 日本学生陸上競技対校選手権大会（男子総合優勝校）	昭和22年6月20日
5 日本水泳連盟	天皇杯 日本学生選手権水泳競技大会（男子総合優勝校）	昭和22年8月27日
6 日本テニス協会	天皇杯 全日本テニス選手権大会（男子シングルス優勝者）	昭和22年8月27日
7 日本サッカー協会	天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会（優勝チーム）	昭和23年4月17日
8 全日本軟式野球連盟	天皇賜杯 全日本軟式野球大会（優勝チーム）	昭和23年7月2日
9 日本バスケットボール協会	天皇杯 全日本バスケットボール選手権大会（男子優勝チーム）	昭和23年7月7日
10 日本ソフトテニス連盟	天皇賜杯 全日本ソフトテニス選手権大会（男子優勝者）	昭和23年8月4日
11 日本スポーツ協会	天皇杯 国民スポーツ大会（男女総合成績第一位の都道府県）	昭和23年10月23日
12 日本卓球協会	天皇杯 全日本卓球選手権大会（男子シングルス優勝者）	昭和23年12月1日
13 日本バレーボール協会	天皇杯 全日本バレーボール選手権大会（男子優勝チーム）	昭和25年6月20日
14 全日本スキー連盟	天皇杯 全日本スキー選手権大会（クロスカントリー男子リレーチーム）	昭和26年2月26日
15 全日本柔道連盟	天皇杯 全日本柔道選手権大会（優勝者）	昭和27年4月26日
16 全日本剣道連盟	天皇杯 全日本剣道選手権大会（優勝者）	昭和33年7月28日
17 全日本弓道連盟	天皇盃 全日本男子弓道選手権大会（優勝者）	昭和35年11月11日
18 日本農林漁業振興会	天皇杯 農林水産祭（最優秀者、7部門〔昭和54年以降、元は6部門〕）	昭和37年11月24日
19 日本相撲連盟	天皇杯 全日本相撲選手権大会（最優秀選手）	昭和41年7月13日
20 日本レスリング協会	天皇杯 全日本レスリング選手権大会（最優秀選手）	昭和52年5月26日
21 日本体操協会	体操天皇杯 全日本体操個人総合選手権大会（男子個人総合優勝者）	昭和52年5月26日
22 日本陸上競技連盟	天皇盃 全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（優勝チーム）	平成21年8月4日
23 全日本空手道連盟	天皇盃 全日本空手道選手権大会（男子組手個人優勝者）	平成28年5月17日
24 日本車いすテニス協会	天皇杯 飯塚国際車いすテニス大会（男子シングルス優勝者）	平成30年3月23日
25 日本車いすバスケットボール連盟	天皇杯 日本車いすバスケットボール選手権大会（優勝チーム）	平成30年3月23日
26 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、全国車いす駅伝競走大会実行委員会	天皇盃 全国車いす駅伝競走大会（優勝チーム）	平成30年3月23日
27 日本ソフトボール協会	天皇盃 全日本総合男子ソフトボール選手権大会（優勝チーム）	令和6年9月6日

【出典】『明治天皇紀』、『昭和天皇実録』、『皇室事典 文化と生活』、宮内庁及び各団体のウェブサイトなどを参照。

オーストリアのトップアスリートとナチス  
—リットシュタイガーの人民裁判記録文書(1947-1950)から—

鈴木明哲(東京学芸大学)

〈はじめに〉

昨年度の本学会第14回大会(2025年6月1日:奈良女子大学)において「元ナチ親衛隊所属トップアスリートの戦後—オーストリアパドルスポーツ連盟とリットシュタイガー—」と題する口頭報告を行った。同報告では、ナチ党员(NSDAP: Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei: 国民社会主義ドイツ労働者党)及びナチ親衛隊員(SS: Schutzstaffel der NSDAP)であった過去をもつカヌー競技のトップアスリート、リットシュタイガー(Fritz Rittsteiger)について以下のようなことを明らかにした。

- ①1936年2月6日、17歳2ヶ月でナチに入党し、1938年5月1日にはナチ親衛隊員となっていた。
- ②オリンピック・ベルリン大会でカヌー競技2冠の国民的英雄、ラデツキー(Gregor Hradetzky)とコンビを組み、1938年7月には、ともにウィーンのナチ親衛隊スポーツ連合(SS-SG: SS-Sportgemeinschaft)に所属していた。
- ③戦後は1946年7月に競技を再開したが、ナチ党员及びナチ親衛隊員であったこと及びその事実を虚偽申告したことにより、国外遠征などの競技活動に支障を来していた。そこでオーストリアパドルスポーツ連盟(ÖPV: Österreichischer Paddelsportverband)が連邦教育省(BMFU: Bundesministerium für Unterricht)スポーツ局(Abteilung Sport)に働きかけて、1948年のオリンピック・ロンドン大会に出場できるよう請願書を提出していた。
- ④ナチ党员及びナチ親衛隊員としての過去は国内大会への出場に支障はなく、オリンピック・ロンドン大会に向けて競技を続けていたが、ライバルたちに敗れ、出場を果せなかった。

以上の報告はオーストリアパドルスポーツ連盟から連邦教育省スポーツ局への請願書を主要な史料としており、リットシュタイガー自身の言明を示した史料に依拠していないため、彼のナチ入党やナチ親衛隊への入隊、そしてナチ親衛隊スポーツ連合への所属に関する動機や経緯が不明のままである。またナチ党员及びナチ親衛隊員であった過去を、彼はなぜ隠そうとしたのか、つまり、なぜ虚偽申告をしたのか、その動機が見えてこない。要するにリットシュタイガーとナチスの関係性は依然不明なままである。

リットシュタイガーは自身がナチ党员及びナチ親衛隊員であったことを、戦後どのように語ったのか。また、トップアスリートとしての自身をいかにしてナチスと結び付けていたのか。このあたりの実証と解明を進めることにより、一人のトップアスリートを介したナチスとスポーツの関係が見えてくる。特に1935年以後、ヒトラーに次ぐナチスナンバー2、ナチ親衛隊全国指導者のヒムラー(Heinrich Himmler)が構想したナチ親衛隊員をオリンピックチームの中心に据えていくというビジョンのもとにあったナチ親衛隊員スポーツ連合への彼の所属動機とその経緯を明らかにすることにより、ナチとスポーツとの関係が

見えてくる。

第一の課題はリットシュタイガー自身の言明を明らかにすることが可能な史料の発掘であるが、リンツ（Linz）のオーバーエスタライヒ州公文書館（Oberösterreichisches Landesarchiv）に所蔵されている「人民裁判（Volksgericht）記録」の中から、Rittsteiger VgVr7905/1947 というフォルダーを見出すことができた。この史料を解読しながら、リットシュタイガー自身の言明、証言者など周囲の人々の目から見たナチ党員及びナチ親衛隊員としての彼を明らかにし、一人のトップアスリートを介したナチスとスポーツの関係を考察したい。

〈主な報告内容〉

### 1. 人民裁判の概要

人民裁判所は「ナチ党禁止に関する法律（禁止法）」（VG1945：Verfassungsgesetz über das Verbot der NSDAP）に基づき、1945年8月、ウィーンに設置され、以後、リンツ、グラーツ、インスブルックにも設置された。人民裁判はオーストリア人自身によるナチス犯罪を訴追し、1955年12月20日に人民裁判廃止法が可決されるまで続けられた。13万6829件を審理し、2万3477件に判決を下していたが、有罪1万3607件、そのうち死刑判決は43件、その執行は30件という厳しい裁判であった。

1946年2月14日にはオーバーエスタライヒ州の州都リンツにある州立裁判所内（Landesgericht Linz）に米軍占領地域全域を管轄区域とする人民裁判所が設置された。

### 2. リットシュタイガーの人民裁判の概要

1947年9月23日、オーバーエスタライヒ州のシュタイヤー警察（Bundespolizeikommissariat Steyr）は、リットシュタイガーをシュタイヤー連邦検察局（Staatsanwaltschaft in Steyr）にVG1945の第8条と第10条に基づく容疑、及び官公庁質問紙における虚偽の届け出により告発した。

1948年11月3日から1949年1月18日までの間、証人尋問実施。

1949年1月21日、リットシュタイガーが連邦大統領、カール・レンナー（Dr. Karl Renner）に刑罰免除申請書を提出。

1950年4月1日、連邦内務省（BMfI：Bundesministerium für Inneres）、連邦大統領の決議に基づき控訴請求を取り消したことを宣言し、1950年4月20日、リンツ連邦検察局にそのことが伝えられリットシュタイガーの人民裁判が停止された。

### 3. 連邦大統領への刑罰免除申請書の考察

1949年1月21日、リットシュタイガーは係争中の訴訟に対する人民裁判の停止を求めて連邦大統領であったに刑罰免除の申請書を、ユダヤ系参事官ボンディー（Dr. Bondy）の証明書とともに提出した。1950年4月1日、連邦内務省は連邦大統領の決議に基づき控訴請求を取り消したことを宣言し、同年4月20日にはリンツ連邦検察局にリットシュタイガーの人民裁判の停止が伝えられた。つまり、連邦大統領への嘆願が効力を発揮した結果となった。この申請書の中でリットシュタイガーはナチ入党の動機などを綴っていた。

【付記】

本研究は、JSPS 科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般））、課題番号 25K14635、事業期間 2025 年度～2028 年度、研究課題名「戦後オーストリアにおける元ナチス党員のオリンピック出場に関する歴史的研究」に基づく研究成果の一部である。

戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰過程における歴史的研究  
ーヘルシンキ市公文書館所蔵史料の検討からー

和所泰史（静岡産業大学）

【研究の背景】

1952年第15回オリンピック・ヘルシンキ大会（以下、「第15回大会と略す」）は、戦後日本が国際オリンピック・ムーブメントへ再合流を果たした大会である。この復帰プロセスについて、これまで国内の先行研究では日本のNOC（国内オリンピック委員会）の動向やIOC（国際オリンピック委員会）との交渉といった日本側の視点が主軸であった。

一方、第15回大会に関するフィンランドの研究は多角的な視点から検討が行われている。Vesikansa & Berger（2024）は、1940年東京大会からヘルシンキが代替都市になり（その後返上）、1952年ヘルシンキ開催に至る12年間の都市計画と国際政治の連続性を論じている。組織運営の実態については、Lehto（2019）がヘルシンキ市公文書館の史料を統計的に分析し、12,000人を超える大会スタッフの組織化プロセスを明らかにしている。政治的側面としての研究は、Olamo（2002）およびHaatanen（2017）が組織委員会の議事録やフレンケル（Erik von Frenckell）会長の書簡等を検討し、冷戦下でのソ連・ドイツ・中国の参加プロセスを政治史の観点から分析している。しかし、これらの研究の焦点は東西対立の象徴であった国々に置かれており、日本が、組織委員会においてどのようなプロセスを経て招待に至ったかを明らかにされていない。

そこで本研究では、ヘルシンキ市公文書館に所蔵される組織委員会および執行委員会の議事録、ならびに第15回大会関係者と日本側との間で交わされた未公開の往復書簡を主な分析対象とする。分析対象の時期は1947年から1953年までとした。

【検討結果】

1947年9月の設立会議において、フレンケル会長は「競技大会はクーベルタン男爵およびIOCが表明してきた原則に従い、政治的イデオロギーや国民感情を排除して運営されるべきだ」と強調した。この方針は、その後の日本復帰プロセスにおいて一貫して貫かれることとなる。

1950年5月26日の組織委員会議事録によれば、コペンハーゲンでのIOC総会報告が行われていた。招待国の決定は形式上1951年まで保留とされたが、日本と西ドイツのIOC加盟承認に伴い、フレンケルは「出身国に関わらず、全世界の若者が参加できることをフィンランドは望む」と宣言し、これは委員たちの拍手喝采で迎えられている。また、同議事録には日本と西ドイツのNOCが承認され、日本のIOC委員として東龍太郎（議事録ではAtsumaと誤記）が承認されたことが記されている。これは、1951年5月のウィーン総会におけるIOCの公式承認に先立ち、開催国ヘルシンキの事務局では1年も前から日本を実質的な参加国として受容していたことを示している。実際に、会議最終日の5月17日には、日本NOCからフレンケル宛に正式な招待を待たずして謝意の電報が届いている。

組織委員会が日本の招待を既成事実化していた裏付けが、1950年7月24日の議事録である。広報局による大会ポスターの第一次発注において、ドイツ語版3,000部と並び、日本語版1,000部が発注された。これは、当時の組織委員会にとって日本が単なる参加候補では

なく、確実に招待し、かつ重点的に広報すべき対象として完全に組み込まれていたことを物語っている。

1950年9月28日の執行委員会議事録には、フレンケルによるヨーロッパ出張の報告が詳細に記録されている。フレンケルはこの出張を通じ、各国で「ヘルシンキ大会はすべての国家に開かれたものでなければならない」という基本方針を強調した。しかし同議事録によれば、ノルウェーが1952年オスロ冬季大会へのドイツ参加に明確に反対し、国際フィールドホッケー連盟も同様の拒絶反応を示すなど、周辺国の反発は根強かった。1951年3月、ドイツへの非公式な通信を不適切と断じた組織委員会内の反対意見に対し、フレンケルは「IOCの決定に従うべきだ」と一蹴した。

1951年5月のIOCウィーン総会後の執行委員会議事録では、総会結果が簡潔に報告されている。そこで用いられた「フィンランドには全世界の若者を招待する権利が明確に与えられた」という表現は、開催国としての決定的な権限を再確認するものであった。同年6月20日の組織委員会では、全75カ国のNOCに対する公式招待状への署名が執り行われた。署名に先立ち、フレンケルは「フィンランドが世界のすべての若者を招待する権利を有することがIOC議事録に明記された」ことを再確認し、演説で「オリンピック競技大会に、かつてこれほど全国家を網羅する招待が送られたことはない」「こうして、国際オリンピック精神復興の父であるクーベルタン男爵が約60年前に提唱し、各国が徐々に受け入れてきた偉大な理念が実現しました」と述べている。この招待国には日本も含まれており、同年12月10日の議事録で日本の参加受け入れが最終的に確定された。

1951年8月から9月にかけて、衆議院議員の川崎秀二が日本政府の社会保障制度調査という公式任務の名目でヘルシンキを訪問した。その実態としては、IOC委員の高石真五郎からの伝言を携えていること、および同行者の矢内正弘が110mハードルの元有力選手であることを明記し、ヘルシンキ大会の諸施設の見学と競技団体幹部との面会に対する協力を強く要請した。滞在中の川崎は、自ら車でマラソンコースを往復し、10枚以上の写真を撮影して路面の傾斜やカーブを精査した。また、ケッコネン首相との20分間の非公式会談を行い、平和条約後の日本が送る選手団を、当初予定の120名から150名へと増員することを独断で明言した。

サンフランシスコ平和条約が発効し、日本が主権を回復した直後の1952年4月30日にフレンケルはIOC委員の東と高石に「勇敢な祖国の独立に心からのお祝い申し上げます」との電報を送付している。東と高石はこの電報に同年5月10日「貴殿からの心のこもったメッセージに対し、深く感謝申し上げます」と応じていた。

#### 【まとめ】

本研究の検討結果から、戦後日本のオリンピック・ムーブメントへの復帰プロセスは、フレンケルという人物の主導により、オリンピズムの理念を実務的に具現化させる構造として機能していたといえる。フレンケルは、IOC委員としての決定権と組織委員会会長としての執行権を併せ持つ立場を活かし、政治的混乱や周辺国の反発を退けて全国家招待を貫徹させた。日本の主権回復直後にフレンケルが送った祝電に象徴されるように、彼は一連のプロセスにおいて日本に対する敬意を一貫して欠かさなかった。結果として、日本の復帰が政治的結果によってもたらされたのではなく、フレンケルが死守した理念の枠組みによって、主権回復以前に実質的に完遂されていたということである。

# 大正12年全日本スキー選手権開催と同14年連盟の誕生 —4つの復興地方と体協の動向から—

○新井 博 (日本福祉大)

キーワード：全日本スキー選手権，全国スキー競技会，スキー連盟，競技化，組織化

## はじめに

日本におけるスキー競技の本格的な始まりは、大正12年に開催された第1回全日本スキー選手権開催と同14年の日本スキー連盟誕生からと言ってよい。

導入当初の競技会と組織とは、地方でのスキー紹介や講習会に際しての競技会、また催しの主催者を中心とした数十人からなる仲間たちの倶楽部などであった。

しかしここで述べる選手権大会開催と連盟誕生とは、大正10年以降日本代表を決定し、また継続的にオリンピック参加を目指す全国組織の誕生を意味している。昭和3年に初めて選手権で選出された選手は、連盟によってオリ・サンモリッツ大会へ派遣されている。連盟はその後、外国からコーチ・選手の招聘など競技促進の中心的な役割を果たした。

つまり、日本スキー史上において本格的な競技化・組織化の始まりを意味している。だが、それらの経緯について詳細に語られたことはなかった。例えば、小川勝次は「選手権大会開催は、全国的に盛んになってきたことから開催された」と。更に、同小川は連盟の誕生について「大正14年第3回選手権大会後に全国の代表者会議で、稲田昌植による設立の提案が承認された」としているだけで、共に経緯を辿っていない。

そこで、当時の全国的なスキー普及の状況を俯瞰し、また日本体育協会とスキー競技との関係について踏み込んで、第1回選手権の開催と連盟の誕生について再考してみたい。

更に言えば、スキーが大正4年頃から大正10年頃まで日本的に実施されていない状況の中で、大正6、7年以降高田、小樽、札幌、東京の4つの地域だけは復興し、同11年に全国スキー大会を開催するまでに隆盛している。加えて、同時期の体協によるオリンピック大会への選手派遣の動きと関連した改革が、選手権開催と連盟誕生に関係していたと考えられる。

そこで、4つの地域における大正11年の全国スキー大会開催までの活動、また体協が行ったオリンピックへの選手派遣に向けての改革を明らかにし、大正11年から同14年の間に連動して、先の開催や誕生をもた

らした経緯を辿りたい。ここでは、スキー連盟史、地方新聞、体育協会史などに関係した資料を参考にしていきたい。

## 1 大正初期の高田と旭川からの普及と停滞□

### 高田からの普及と停滞

明治44-45年のレルヒによる高田の講習会開催を契機に、大正3-4年頃までに高田の全日本スキー倶楽部の支部が東北・信越・北陸・小樽の広範囲に誕生し、練習や大会が行われた。それは高田の講習会に参加した各地の軍人や教師たちが、地元でスキーの普及と組織作りを始めたことによる。

確かに、大正3-4年頃までに多くの府県に高田の支部が誕生した。だが、いずれも広めた会員を中心とした学校や地域の数十名からなる倶楽部組織であり、講習会や競技会など、継続的な活動が出来るまでに十分に成長していなかった。

そこに持ってきて、大正4-10年の間に雪不足、また高田師団の渡万などから、中心地高田のスキー活動の衰退は、広範な支部の活動の壊滅状態をもたらした。僅かな学校の校友会スキー部で行われたただけであった。

### 旭川からの普及と停滞

明治45年の旭川でのレルヒの講習から、北海道や小樽、樺太でスキーが普及を始め、大正3-4年頃まで札幌や小樽にスキー組織が誕生し活発な活動が展開された。しかし、やはり北海道の各地で大正4-7年は衰退し、実施されない状況が各地で生じていた。

## 2. 大正中頃よりの高田・小樽・札幌・東京の復興

### 2.1 高田の大正6からの復興

そんな中で、高田では大正6年からスキーが復興した。中学生が金谷山でスキーを始め、休止していた高田支部が大会を数年ぶりに250名で開催している。翌7年に同支部は県と合同で県下中等学校連合大会を開催。大正8年は県の主催で第2回全国スキー大会が開催され、県内の師範・中学・小学・軍隊・民間が参加。

大正9年は県主催で長野・秋田の中等学校や女学校・学習院・法政の学生、樺太からも参加している。

### 2.1.1 高田の大正11年の全国スキー大会

高田では、大正10年12月に県による「大日本スキー会」が誕生。他の地方でも盛んになる中、老舗の威信をかけて大正11年2月22日に発会式を上げ、発会式後に同会は「全国」を冠にした「全国スキー大競技会」を開催。来賓500名・参加者630名の大規模な大会が金谷山で開催された。だが、県外からの参加は長野県くらいで、内容も以前と変わらなかった。

### 2.2 小樽の復興

大正7年に小樽新聞社の西谷は仲間とスキー倶楽部を設立し、ツアーを展開すると樽中などで盛んになる。解散していた小樽スキー倶楽部が、5年ぶりに同9年に再興した。翌10年1月に倶楽部が主催したスキー登山に高商・樽中・水産・北商の学生が参加し、活気を町に取り戻した。同2月には高商スキー部と小樽スキー倶楽部が「第1回実業団スキー駅伝競走」を開催し11の団体が参加している。

#### 2.2.1 小樽の大正11年全国スキー大会

復活・発展した小樽スキー倶楽部は北海道におけるスキーの充実ぶりをアピールするために、「全国」を冠にした第1回全国スキー大会を2月19日に緑が丘で開催。第7師団・大湊要港部・北大・高商・中学校が参加している。

#### 2.3 札幌の大正11年の全国スキー大会

北海道青年会は北大・同庁スキー部・鉄道スキー部の後援を得て、同11年2月11-12日に「全国」を付けたスキー大会を札幌琴似つつじ山で開催。北大・同庁・鉄道・高商・庁商・北商・札幌1中・工業等から選手が参加している。

#### 2.4 東京の大正11年の全国スキー大会

東京にある大学のスキー部の活動が五色温泉や妙高で、大正8年頃より積極的に始められていた。東京スキー倶楽部と万朝報が大正11年2月「全国」を付けて全国スキー選手権大会を田口で開催すると、帝大、早大、慶応、法政、学習院、慶応、農大、地元の学生が参加している。参加していた近藤は、大会の様子を体協に報告している。

## 3. 日本体育協会とスキー競技の関係

□日本は明治末より世界で先進国とみなされ、スポーツ界においても国際オリンピック委員会（IOC）からの求めを受け、アジア唯一の加盟国となっている。

以後、オリンピックで上位の競技力を保持すること

を目標に、嘉納治五郎を会長とした日本体育協会が活動を始めている。初めて参加した1911（明治44）年のオリ・アムステルダム大会では、外国選手との力の差を見せつけられた。だが徐々に力をつけ、大正13（1924）年のパリ大会で順位を上げ、昭和3（1928）年のアムステルダム大会で、三段跳と水泳で金メダルを獲得するまでに競技力を伸張させている。

この時、期陸上と水泳はオリンピックでの活躍を目指し、連盟組織を立ち上げていた。また体協内でテニス、バレー、バスケット、スキーなども盛んになり始めていた。

### 3.1 大正11年体協内にスキー部の設置

体協は、大正11年早々にIOCが大正13（1924）年のパリ大会にスキー競技を含めるか検討中である情報を掴んだ。結局開催されなかったが、盛んになってきたスキー競技を把握していた体協委員の稲田昌植は、選手を派遣するため大正11年2月に体協内にスキー部を設置した。更に、彼はオリンピックの選手選考のために、大正12年2月に第1回選手権大会の開催を決め、全国での予選大会の実施を進めたのである。

### 3.2 大正14年全日本スキー連盟の設置

大正12・13年の第1・2回選手権大会を体協が主催して開催したが、各地での予選会において地域の倶楽部任せの不十分な統括によって問題が生じ、スキー界から新たな統括団体設立の声が上がった。同時に、体協は今後各競技大会の開催を各競技団体に任せ、体協は国際的な仕事に専念する改革を始めた。

これらが背景となり、大正14年の第3回大会後の代表者会議で、新たな統括組織として全日本スキー連盟の設立が稲田から提案され、誕生したのである。翌年早速、連盟は国際スキー連盟（FIS）に加盟し、更に昭和3年にサンモリッツ大会にスキー選手を初めて送り、国際的な競技化の道を歩み始めたのである。

## まとめ

スキーは大正4-10年の間に全国的に停滞したが、高田・小樽・札幌・東京は一足先に大正7年頃より復興し始め、大正11年に全国スキー大会を開催するまで伸張した。同時期、オリ大会にスキー競技が加わる状況が生まれ、体協は復興した4地方の様子から、大正12年2月に選手権を開催する。また、体協は今後の円滑な競技運営とオリ対応から、競技会開催は各競技団体に任せ、スキー競技においても連盟組織が誕生している。

## 資料・参考文献

発表に際して、適宜紹介する。

## 一般発表のみなさまへのご連絡

- 発表時間は 25 分、質疑応答は 10 分になります。
- 接続予定の PC は Microsoft PowerPoint を登載しています。
- アップグレードされたソフトウェアにてプレゼンファイルを作成し、ご自身のノート PC からの接続を希望される場合には、HDMI 端子のインターフェイスを持つノート PC を現地までご持参ください。
- Windows 以外の PC でご発表される場合は、HDMI 端子に接続できるコネクタを各自ご準備ください。
- 会場備え付けの PC でご発表される場合、必ずプレゼンファイルを保存した USB メモリをご持参ください。
- 紙媒体でのご発表の場合、配付資料 50 部を会場までご持参ください。会場でのプリントアウトは行いません。また会場宛に配布資料等を送ることもお控えください。

※ 会場にはフリーWi-Fiのサービスはありません。

2026 年度 日本体育・スポーツ史学会 第 15 回大会

プログラム・発表抄録集

2026 年 5 月 26 日 印刷

2026 年 5 月 26 日 発行

発行者 鈴木明哲

発行所 日本体育・スポーツ史学会

〒186-8668

東京都国立市富士見台 4-30-1

東京女子体育大学 藤坂由美子研究室内

Tel : 042-505-7264

[taiikushi\\_office@taiikushi.org](mailto:taiikushi_office@taiikushi.org)